

# 福知山市国民保護計画



令和元年 8 月

福 知 山 市



# 目 次

|                        |    |
|------------------------|----|
| 第1編 総論                 | 1  |
| 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等   | 1  |
| 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ   | 1  |
| 2 市国民保護計画の構成           | 1  |
| 3 市国民保護計画の見直し、変更手続     | 2  |
| 4 市地域防災計画等との関係         | 2  |
| 第2章 国民保護措置に関する基本方針     | 3  |
| 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等    | 5  |
| 第4章 市の地理的、社会的特徴        | 8  |
| 第5章 市国民保護計画が対象とする事態    | 10 |
| 1 武力攻撃事態               | 10 |
| 2 緊急対処事態               | 10 |
| 3 市において留意する事項          | 11 |
| 第2編 平素からの備えや予防         | 12 |
| 第1章 組織・体制の整備等          | 12 |
| 第1 市における組織・体制の整備       | 12 |
| 1 市の各部課室における平素の業務      | 12 |
| 2 市職員の参集基準等            | 12 |
| 3 消防機関の体制              | 13 |
| 4 国民の権利利益の救済に係る手続等     | 14 |
| 第2 関係機関との連携体制の整備       | 15 |
| 1 基本的考え方               | 15 |
| 2 府との連携                | 15 |
| 3 近接市町村との連携            | 16 |
| 4 指定公共機関等との連携          | 16 |
| 5 ボランティア団体等に対する支援      | 16 |
| 6 市内の様々な機関、団体との協力関係の構築 | 17 |
| 第3 通信の確保               | 17 |

|     |                              |    |
|-----|------------------------------|----|
| 第4章 | 情報収集・提供等の体制整備                | 18 |
| 1   | 基本的考え方                       | 18 |
| 2   | 警報等の伝達に必要な準備                 | 18 |
| 3   | 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備         | 19 |
| 4   | 被災情報の収集・報告に必要な準備             | 20 |
| 第5章 | 研修及び訓練                       | 20 |
| 1   | 研修                           | 21 |
| 2   | 訓練                           | 21 |
| 第2章 | 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え | 23 |
| 1   | 避難に関する基本的事項                  | 23 |
| 2   | 避難実施要領のパターンの作成               | 24 |
| 3   | 救援に関する基本的事項                  | 24 |
| 4   | 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等           | 25 |
| 5   | 避難施設の指定への協力                  | 25 |
| 6   | 生活関連等施設の把握等                  | 26 |
| 7   | 帰宅困難な旅行者等への配慮                | 27 |
| 第3章 | 避難行動要支援者等への支援体制の整備           | 28 |
| 1   | 避難行動要支援者対策                   | 28 |
| 2   | 外国人対策                        | 29 |
| 第4章 | 物資及び資材の備蓄、整備                 | 30 |
| 1   | 市における備蓄                      | 30 |
| 2   | 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等         | 30 |
| 第5章 | 国民保護に関する啓発                   | 32 |
| 1   | 国民保護措置に関する啓発                 | 32 |
| 2   | 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発  | 32 |
| 第3編 | 武力攻撃事態等への対処                  | 33 |
| 第1章 | 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置           | 33 |
| 1   | 事態認定前における初動体制                | 33 |
| 2   | 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応      | 35 |
| 第2章 | 市対策本部の設置等                    | 36 |

|                       |                                 |           |
|-----------------------|---------------------------------|-----------|
| 1                     | 市対策本部の設置                        | 36        |
| 2                     | 通信の確保                           | 39        |
| 3                     | 体制及び職員の配備基準                     | 40        |
| <b>第3章 関係機関相互の連携</b>  |                                 | <b>42</b> |
| 1                     | 国・府の対策本部との連携                    | 42        |
| 2                     | 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等 | 42        |
| 3                     | 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等                | 42        |
| 4                     | 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託          | 43        |
| 5                     | 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請            | 43        |
| 6                     | 市の行う応援等                         | 44        |
| 7                     | ボランティア団体等に対する支援等                | 44        |
| 8                     | 市内の様々な団体、機関への協力要請               | 44        |
| 9                     | 住民への協力要請                        | 45        |
| <b>第4章 警報及び避難の指示等</b> |                                 | <b>46</b> |
| <b>第1 警報の伝達等</b>      |                                 | <b>46</b> |
| 1                     | 警報の内容の伝達等                       | 46        |
| 2                     | 警報の内容の伝達方法                      | 47        |
| 3                     | 緊急通報の伝達及び通知                     | 48        |
| <b>第2 避難住民の誘導等</b>    |                                 | <b>48</b> |
| 1                     | 避難の指示の通知・伝達                     | 48        |
| 2                     | 避難実施要領の策定                       | 49        |
| 3                     | 避難住民の誘導                         | 51        |
| <b>第5章 救援</b>         |                                 | <b>58</b> |
| 1                     | 救援の実施                           | 58        |
| 2                     | 関係機関との連携                        | 58        |
| 3                     | 救援の内容                           | 59        |
| <b>第6章 安否情報の収集・提供</b> |                                 | <b>62</b> |
| 1                     | 安否情報の収集                         | 64        |
| 2                     | 府に対する報告                         | 64        |
| 3                     | 安否情報の照会に対する回答                   | 64        |

|             |                           |           |
|-------------|---------------------------|-----------|
| 4           | 日本赤十字社に対する協力              | 65        |
| 5           | 安否情報伝達手段の活用               | 65        |
| <b>第7章</b>  | <b>武力攻撃災害への対処</b>         | <b>66</b> |
| <b>第1</b>   | <b>武力攻撃災害への対処</b>         | <b>66</b> |
| 1           | 武力攻撃災害への対処の基本的考え方         | 66        |
| 2           | 武力攻撃災害の兆候の通報              | 66        |
| <b>第2</b>   | <b>応急措置等</b>              | <b>67</b> |
| 1           | 退避の指示                     | 67        |
| 2           | 警戒区域の設定                   | 67        |
| 3           | 応急公用負担等                   | 68        |
| 4           | 消防に関する措置等                 | 69        |
| <b>第3</b>   | <b>生活関連等施設における災害への対処等</b> | <b>70</b> |
| 1           | 生活関連等施設の安全確保              | 70        |
| 2           | 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除     | 71        |
| <b>第4</b>   | <b>武力攻撃原子力災害への対処等</b>     | <b>71</b> |
| 1           | 武力攻撃原子力災害への対処             | 71        |
| <b>第5</b>   | <b>NBC攻撃による災害への対処等</b>    | <b>74</b> |
| 1           | NBC攻撃による災害への対処            | 74        |
| <b>第8章</b>  | <b>被災情報の収集及び報告</b>        | <b>77</b> |
| <b>第9章</b>  | <b>保健衛生の確保その他の措置</b>      | <b>78</b> |
| 1           | 保健衛生の確保                   | 78        |
| 2           | 廃棄物の処理                    | 78        |
| <b>第10章</b> | <b>文化財の保護</b>             | <b>80</b> |
| 1           | 文化財の保護                    | 80        |
| 2           | 文化財保護の特例                  | 80        |
| 3           | 文化財の応急対策                  | 81        |
| 4           | 文化財の復旧                    | 81        |
| <b>第11章</b> | <b>国民生活の安定に関する措置</b>      | <b>82</b> |
| 1           | 生活関連物資等の価格安定              | 82        |
| 2           | 避難住民等の生活安定等               | 82        |

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 3 生活基盤等の確保                  | 82 |
| 第12章 特殊標章等の交付及び管理           | 83 |
| 第4編 復旧等                     | 85 |
| 第1章 応急の復旧                   | 85 |
| 1 基本的考え方                    | 85 |
| 2 公共的施設の応急の復旧               | 85 |
| 第2章 武力攻撃災害の復旧               | 86 |
| 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等        | 87 |
| 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 | 87 |
| 2 損失補償及び損害補償                | 87 |
| 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん         | 87 |
| 第5編 緊急対処事態への対処              | 88 |
| 1 緊急対処事態                    | 88 |
| 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達       | 88 |





# 第 1 編 総 論

## 第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

昭和 62 年 9 月に恒久平和都市を宣言した本市において、世界の恒久平和の実現は、福知山市民共通の願いであり、平和を維持するため、国による国際協調のもとでの外交努力の継続が何よりも重要である。

市は、市民の安心・安全が脅かされるいかなる事態においても、市民の生命、身体、財産を守る立場から、一人ひとりの基本的人権を最大限尊重しながら、市民の協力を得つつ、関係機関と連携し、総合的な危機対応に万全を尽くす必要がある。

以下、万が一、武力攻撃事態等となった場合は、避難、救援、武力攻撃災害への対処など国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市民の安心・安全を確保するため、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）の位置づけ、構成等について定める。

### 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

#### （1）市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び府の国民の保護に関する計画（以下「府国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### （2）市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第 35 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

#### （3）市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

### 2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第 1 編 総論

- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- その他必要な事項については資料編で定める。

### **3 市国民保護計画の見直し、変更手続**

#### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、府国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

#### (2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

### **4 市地域防災計画等との関係**

武力攻撃事態等への対応は、自然災害や事故などの緊急事態への対応と共通する部分が多いことから、この計画に定めのない事項については、「福知山市地域防災計画」等に準じて対応する。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 市民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、府、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 市民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### (6) 高齢者、障害のある人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

### (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

### (8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

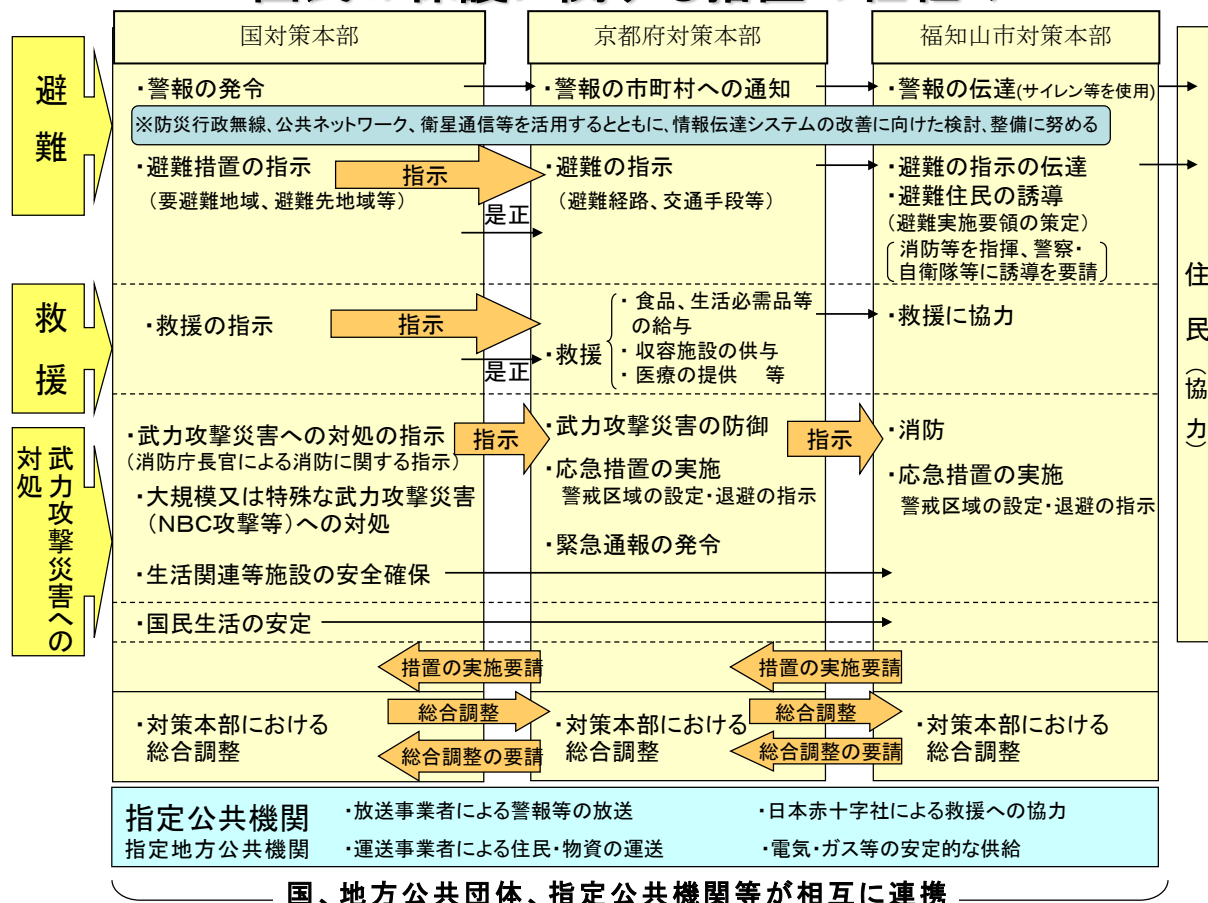
市は、市内に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握することとし、次に掲げる事務を処理する。

#### 【国民保護措置の全体の仕組み】

### 国民の保護に関する措置の仕組み



#### 【市】

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福知山市  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> <li>10 その他必要な事項</li> </ol> |

【府】

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 京都府   | 1 国民保護計画の作成<br>2 国民保護協議会の設置、運営<br>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営<br>4 組織の整備、訓練<br>5 警報の通知<br>6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施<br>7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施<br>8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施<br>9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施<br>10 交通規制の実施<br>11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 |

【指定地方行政機関】

| 機関の名称      | 事務又は業務の大綱                                                                                                                                                                  |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 近畿総合通信局    | 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整<br>2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること<br>3 非常事態における重要通信の確保<br>4 非常通信協議会の指導育成                                                                       |
| 近畿農政局      | 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保<br>2 農業関連施設の応急復旧                                                                                                                                    |
| 近畿地方整備局    | 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧<br>2 港湾施設の使用に関する連絡調整<br>3 港湾施設の応急復旧                                                                                                          |
| 近畿運輸局      | 1 運送事業者への連絡調整<br>2 運送施設及び車両の安全保安                                                                                                                                           |
| 第八管区海上保安本部 | 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達<br>2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保<br>3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等<br>4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示<br>5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 |

【関係機関】 指定公共機関及び指定地方公共機関等のその他関係機関

| 機関の名称                                          | 事務又は業務の大綱                                        |
|------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 放送事業者<br>日本放送協会(京都放送局)<br>(株)京都放送<br>(株)エフエム京都 | 1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送 |

|                                                                                                                                                                                                            |                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| <p>運送事業者</p> <p>[バス事業者]</p> <p>西日本ジェイアールバス(株)</p> <p>丹後海陸交通(株)</p> <p>京都交通(株)</p> <p>[鉄道事業者]</p> <p>西日本旅客鉄道(株)(福知山支社)</p> <p>北近畿タンゴ鉄道(株)</p> <p>WILLER TRAINS(株)</p> <p>[トラック事業者]</p> <p>日本通運(株)(京都支店)</p> | <p>1 避難住民の運送及び緊急物資の運送</p> <p>2 旅客及び貨物の運送の確保</p>                                |
| <p>電気通信事業者</p> <p>西日本電信電話(株)(京都支店)</p>                                                                                                                                                                     | <p>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力</p> <p>2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い</p> |
| <p>電気事業者</p> <p>関西電力(株)(京都支店)</p>                                                                                                                                                                          | <p>1 電気の安定的な供給</p>                                                             |
| <p>ガス事業者</p> <p>(一社)京都府LPGガス協会</p>                                                                                                                                                                         | <p>1 ガスの安定的な供給</p>                                                             |
| <p>郵便事業を営む者</p>                                                                                                                                                                                            | <p>1 郵便の確保</p>                                                                 |
| <p>病院その他医療機関等</p> <p>(一社)福知山医師会</p>                                                                                                                                                                        | <p>1 医療の確保</p>                                                                 |
| <p>日本赤十字社(京都府支部)</p>                                                                                                                                                                                       | <p>1 救援への協力</p> <p>2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答</p>                                    |

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

### (1) 概況

本市は、京都府の北西部に位置し、東西約37.1km、南北約34.3kmの形状となっている。面積は平成18年1月1日に天田郡三和町、天田郡夜久野町、加佐郡大江町との合併により552.57km<sup>2</sup>となる。

北は兵庫県豊岡市、与謝野町、宮津市、舞鶴市、東は綾部市、京丹波町、南は兵庫県篠山市、兵庫県丹波市、西は兵庫県朝来市に隣接している。

### (2) 地形

本市の位置する福知山盆地は、北部は大江山・赤石ケ岳・三岳山など、800m前後の山岳地帯で、周辺部は400～500mの山々に囲まれた盆地となっている。

この盆地をとおり、近畿北部で最大の一級河川・由良川が日本海へと貫流している。

また、主な支流として牧川、土師川が由良川に合流している。

### (3) 気候

本市の気候は、日本海気候に属し、夏と冬・昼と夜の気温差が激しいという盆地特有の気候となっている。

### (4) 人口分布

平成27年10月1日現在の国勢調査の結果による福知山市の人口は78,935人（男39,156人、女39,779人）で、世帯数は32,170である。

また、年齢別推計人口は15歳未満人口が総人口に占める割合は13.9%、15～64歳人口は57.0%、65歳以上人口は29.1%となっている。

### (5) 道路の位置等

本市は、京都市や大阪市・神戸市から70km前後の距離にある。阪神方面からは舞鶴若狭自動車道が南北に貫き福井県へと至っている。インターチェンジは福知山インターチェンジの一箇所がある。

主な一般国道として、国道9号は東西に伸びており、西は兵庫県朝来市に、東は府内を縦断して京都市へと伸びている。その他の国道は175号（兵庫県丹波市～舞鶴市）・176号（175号～与謝野町）・426号（9号～兵庫県豊岡市）・429号（9号～兵庫県丹波市）など、広域基幹交通網の結節点となっており、京阪神と山陰・丹後地方を結ぶ交通の要衝であり北近畿の玄関口となっている。

主要地方道としては、福知山綾部線・舞鶴福知山線・舞鶴綾部福知山線などがある。

### (6) 鉄道及びバスの状況等

鉄道は、JR山陰本線、JR福知山線及び北近畿タンゴ鉄道宮福線がある。

JR山陰本線は東西に伸びており、西は兵庫県朝来市、東は府内を縦断して京都市へと伸びている。駅は福知山駅を中心とし石原駅、上川口駅、下夜久野駅、上夜久野



駅がある。福知山線は福知山駅で山陰本線に接続させており南は大阪市へと伸びている。駅は福知山駅のみとなる。どちらも都市間の重要な輸送を担っており、北近畿の交通の中心となっている。

北近畿タンゴ鉄道宮福線は、福知山駅を基点に府北部への主要都市を結んでいる。

駅は福知山駅を基点に、福知山市民病院口駅、荒河かしの木台駅、牧駅、下天津駅、公庄駅、大江駅、大江高校前駅、二俣駅、大江山口内宮駅がある。

バス路線は、民間バス4社13路線と市バス14路線・自主運行バス3協議会3路線が運行を行っている。

#### (7) 自衛隊施設

自衛隊施設として陸上自衛隊中部方面隊の福知山駐屯地が存在する。

#### (8) 主要施設

長田野工業団地は400.7haの原野を開発し、日本有数の内陸工業団地として昭和49年に誕生した。また、京阪神方面を結ぶ近畿自動車道敦賀線や国道9号があり、交通のアクセスもよく、平成31年4月現在で41企業が立地しており、総従業員数6,569人の府北部の産業の拠点として発展している。

## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり府国民保護計画において想定されている武力攻撃事態等及び緊急対処事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態等

市国民保護計画においては、以下のとおり基本指針において想定されている武力攻撃事態等及び緊急対処事態を、計画の対象とする。

(1) 武力攻撃事態等とは、以下の武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

|          |                                                |
|----------|------------------------------------------------|
| 武力攻撃事態   | 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 |
| 武力攻撃予測事態 | 武力攻撃には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態          |

(2) 武力攻撃事態の類型として、次の4類型が基本指針に示されている。

|                |                                                                   |
|----------------|-------------------------------------------------------------------|
| ①着上陸進行         | 船舶による上陸又は航空機による侵攻部隊の投入による攻撃                                       |
| ②ゲリラや特殊部隊による攻撃 | 不正規軍の要員であるゲリラや正規軍である特殊部隊による都市部、政治・経済の中核部、鉄道、橋りょう、ダム、原子力施設などに対する攻撃 |
| ③弾道ミサイル攻撃      | 弾頭に、通常弾頭のほか、核、生物剤、化学剤を搭載した攻撃（NBC攻撃）                               |
| ④航空攻撃          | 着上陸侵攻に先立つ攻撃、都市部やライフラインに対する攻撃                                      |

※ これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

※ これら4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃の特徴等については、基本指針第2章及び京都府国民保護計画第3編第3章第3の3を参照。

### 2 緊急対処事態

(1) 緊急対処事態とは、次の事態をいう。

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの

(2) 緊急対処事態の事態例として、次の4事態が基本指針に示されている。

|                  |                                          |
|------------------|------------------------------------------|
| ①攻撃対象施設等による分類    |                                          |
| 危険性を内在する物質を有する施設 | ○ 原子力事業所等の破壊<br>○ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 |

|                                  |                                                                                          |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 等に対する攻撃が行われる事態                   | ○ 危険物積載船への攻撃<br>○ ダムの破壊                                                                  |
| 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 | ○大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破<br>○列車等の爆破                                                           |
| ②攻撃手段による分類                       |                                                                                          |
| 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態   | ○ダーティボム※等の爆発による放射能の拡散<br>○炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布<br>○市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布<br>○水源地に対する毒素等の混入 |
| 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態       | ○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ<br>○弾道ミサイル等の飛来                                                     |

※ ダーティボムとは、放射性物質を拡散する爆弾であり、核反応による被害を目的とする核爆弾とは異なり、炸薬などの爆発で放射性の汚染物質を拡散させ被害を発生させるもの。

※ これら4事態の特徴等については、基本指針第5章第1節及び京都府国民保護計画第3編第3章第3の3を参照。

### 3 市において留意する事項

基本指針においても、武力攻撃事態等の具体的な想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、どのようなものになるかについて一概に言えないとされている。

したがって、市域における武力攻撃事態の具体的な想定を行うことは困難であるが、市の地理的・社会的特性から、道路・鉄道・自衛隊施設・工業団地等へのテロ攻撃に特に留意する必要があると思われる。

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

##### 1 市の各部課室における平素の業務

市の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための業務を、防災をはじめ様々な危機管理体制の強化に関する業務と併せて行うものとする。

また、国民保護に関する措置の総括、各部局の調整、企画立案等の他、以下の国民保護措置に係る平素の業務については、市民総務部危機管理室が行うものとする。

なお、各部課室の平素の業務の詳細については、別に定める。

##### 【国民保護措置に関する平素の業務】

(計画関係)

- ・市国民保護計画の見直し、変更に関すること
- ・市国民保護協議会の運営に関すること

(武力攻撃災害対処関係)

- ・安否情報の収集体制の整備に関すること

(その他)

- ・国民保護措置についての研修・訓練に関すること
- ・国民保護に関する啓発の総括に関すること
- ・特殊標章等の交付等に関すること

##### 2 市職員の参集基準等

###### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

###### (2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、自然災害時における体制を活用しつつ、夜間・休日等は消防本部通

信指令課との連携を図りつつ当直等の強化を行うなどによる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、緊急時における参集予定職員の連絡網をあらかじめ整備するとともに、携帯電話・電子メール等により常時連絡が取れるよう努めるものとする。

(4) 職員の参集が困難な場合の対応

市は、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の代替職員を指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、首長不在時の明確な代行順位については、市地域防災計画及び福知山市業務継続計画のとおりとする。

【首長の職務代行の順位】

| 第1順位                          | 第2順位                                                      | 第3順位   | 第4順位以降                       |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------|--------|------------------------------|
| 副市長（副本部長）                     | 市長公室長                                                     | 地域振興部長 | 第2・3順位の者を除くほか、職階による等級の上位にある者 |
| 地域防災計画に記載（福知山市災害対策本部条例第2条第2項） | 「福知山市長及び副市長のすべてに事故があるとき又は欠けたときに、市長の職務を代理する上席の職員に関する規則」による |        |                              |

(5) 職員の服務基準

市は、(3)の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(6) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保等

### 3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

## (2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、府と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、府と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

## 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

#### 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

|                         |                                                      |
|-------------------------|------------------------------------------------------|
| 損失補償<br>(法第159条第1項)     | 特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)                             |
|                         | 特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)                           |
|                         | 土地等の使用に関すること。(法第82条)                                 |
|                         | 応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)                          |
| 損害補償<br>(法第160条)        | 国民への協力要請によるもの<br>(法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項) |
| 不服申立てに関すること。(法第6条、175条) |                                                      |
| 訴訟に関すること。(法第6条、175条)    |                                                      |

### (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、府、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、府、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

なお、関係機関の連絡先については、市地域防災計画（資料編）に記載のとおりである。

### 2 府との連携

#### (1) 府の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき府の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、府と必要な連携を図る。また、府とは広域振興局を核として平素から連携を緊密に行う。

#### (2) 府との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、府との間で緊密な情報の共有を図る。

#### (3) 市国民保護計画の府への協議

市は、府との国民保護計画の協議を通じて、府の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

#### (4) 府警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、府警察と必要な連携を

図る。

### **3 近接市町村との連携**

#### **(1) 近接市町村との連携**

市は、近接市町村の連絡先、中丹地域危機管理連絡会等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村との連携を図る。

#### **(2) 消防機関の連携体制の整備**

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、既存の消防応援協定等を活用すること等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

### **4 指定公共機関等との連携**

#### **(1) 指定公共機関等の連絡先の把握**

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

#### **(2) 医療機関との連携**

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう専門的な知見を有する機関との連携に努める。

#### **(3) 関係機関との協定の締結等**

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

なお、関係機関との協定等については、資料編に記載する。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的、物的ネットワークとの連携の確保を図る。

### **5 ボランティア団体等に対する支援**

#### **(1) 自主防災組織等に対する支援**

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災



組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

## 6 市内の様々な機関、団体との協力関係の構築

市は、府と連携し、武力攻撃等の情報、警報、避難の指示、緊急通報など様々な情報を的確かつ迅速に提供し、被災情報や安否情報の収集を円滑に実施するため、様々な機関や団体との危機管理に関する協力関係の構築に努める。

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 警報等の伝達  | 学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者 |
| 安否情報の収集 | 医療機関、学校、大規模事業者             |
| その他     | 大学、観光関連事業者、生活関連等施設の管理者     |

## 第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、その運営・管理、整備等を行う。

#### (3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

### 2 警報等の伝達に必要な準備

#### (1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法(伝達先・手段・伝達順位)についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生児童委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害のある人、外国人等に対する伝達に配慮する。

#### (2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

また、今後においては防災行政無線のデジタル化の推進や情報取得手段の多様化を図る。

#### (3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

#### (4) 府警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察との協力体制を構築する。

また、必要に応じて海上保安部等との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、府から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、府との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、府と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて府に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民・負傷住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷(疾病)の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所

- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
- 2 死亡住民
- (上記①～⑦に加えて)
- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体が安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要情報
- ⑱ ①～⑦及び⑮～⑰を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意

## (2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、府の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

## (3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

# 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

## (1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、必要な体制の整備を図る。

## (2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

# 第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

## 1 研修

### (1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、府消防学校等の研修機関の研修課程や府の実施する研修等を有効活用し、職員の研修機会を確保する。

### (2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、府等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、府と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト (<http://www.kokuminhogo.go.jp/>)、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

### (3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、府、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

## 2 訓練

### (1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、府、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行なうとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

### (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

### (3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会・自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、府と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、府警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

### 1 避難に関する基本的事項

#### （１）基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

- 住宅地図
  - （※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）
- 区域内の道路網のリスト
  - （※ 避難経路として想定される高速道路、国道、府道、市道等の道路のリスト）
- 輸送力のリスト
  - （※ 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）
  - （※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
  - （※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
  - （※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）
- 生活関連等施設等のリスト
  - （※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- 関係機関（国、府、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
  - （※ 特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。）
- 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
  - （※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- 消防機関のリスト
  - （※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先）
  - （※ 消防機関の装備資機材のリスト）
- 避難行動要支援者名簿

#### （２）隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

### (3) 高齢者、障害のある人等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害のある人等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

#### ※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害のある人等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取り組みとして行なわれる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

### (4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築する。

### (5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合には、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、府、府警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

## 3 救援に関する基本的事項

### (1) 府との調整

市は、府から救援の一部の事務を本市において行うこととされた場合や市が府の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や府との役割分担等に



ついて、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ府と調整しておく。

## (2) 基礎的資料の準備等

市は、府と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

## 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、府と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、府が保有する本市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

### (2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、府が保有する本市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

## 5 避難施設の指定への協力

市は、府が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど府に協力する。

市は、府が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、府と共有するとともに、府と連携して住民に周知する。

### (1) 指定対象施設

府による避難施設の指定への協力に際し、災害対策基本法に基づき指定されている避難場所等については、原則指定するものとし、以下の避難施設を対象とする。

| 施 設               | 主 な 目 的                                                      |
|-------------------|--------------------------------------------------------------|
| 学校、公民館、体育館等       | ・ 避難住民の収容施設<br>(避難が比較的長期に及ぶ場合も想定)                            |
| 公園、広場、駐車場         | ・ 避難の際の一時的な集合場所<br>・ 救援（炊き出しや医療の提供など）の実施場所<br>・ 応急仮設住宅等の建設用地 |
| 堅ろうな構築物や建築物の地下施設等 | ・ 爆風からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所                                 |

### (2) 施設指定に当たっての留意事項

- ① 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう、できるだけ多くの施設の確保に努める。
- ② 避難住民を受け入れ、又はその救援を行なうために必要かつ適切な規模の施設を指定するよう配慮する。

- ③ 物質等の搬入・搬出及び避難住民等の出入に適した構造を有するとともに、避難住民等の収容や救援を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- ④ 火災の影響を受けやすい危険物の取扱所に隣接した場所、土砂災害のおそれのある急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- ⑤ 幹線道路から近距離にあること、適当な幅の道路に接していること等、車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

## 6 生活関連等施設の把握等

### (1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、府を通じて把握するとともに、府との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

#### 【生活関連等施設の種類及び対象施設の根拠法】

| 国民保護法<br>施行令 | 各 号 | 施設の種類                 | 対象施設の根拠法                                |
|--------------|-----|-----------------------|-----------------------------------------|
| 第27条         | 1号  | 発電所、変電所               | 電気事業法                                   |
|              | 2号  | ガス工作物                 | ガス事業法                                   |
|              | 3号  | 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池    | 水道法                                     |
|              | 4号  | 鉄道施設、軌道施設             | 鉄道事業法、軌道法                               |
|              | 5号  | 電気通信事業用交換設備           | 電気通信事業法                                 |
|              | 6号  | 放送用無線設備               | 放送法                                     |
|              | 7号  | 水域施設、係留施設             | 港湾法                                     |
|              | 8号  | 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設 | 空港整備法、航空法                               |
|              | 9号  | ダム                    | 河川管理施設等構造令                              |
| 第28条         | 1号  | 危険物                   | 消防法                                     |
|              | 2号  | 毒劇物                   | 毒物及び劇物取締法                               |
|              | 3号  | 火薬類                   | 火薬類取締法                                  |
|              | 4号  | 高圧ガス                  | 高圧ガス保安法                                 |
|              | 5号  | 核燃料物質（汚染物質含む。）        | 原子力基本法                                  |
|              | 6号  | 核原料物質                 | 原子力基本法                                  |
|              | 7号  | 放射性同位元素（汚染物質含む。）      | 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律               |
|              | 8号  | 毒劇薬                   | 薬事法                                     |
|              | 9号  | 電気工作物内の高圧ガス           | 電気事業法                                   |
|              | 10号 | 生物剤、毒素                | 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条 |

|  |      |      |                         |
|--|------|------|-------------------------|
|  |      |      | 約等の実施に関する法律             |
|  | 11 号 | 毒性物質 | 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 |

## (2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、府の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、府警察及び海上保安部等との連携を図る。

## 7 帰宅困難な旅行者等への配慮

公共機関交通及び道路等が途絶した場合、交通の要衝である本市に、帰宅困難な旅行者等が多数発生することも予想される。こうしたことから、市は帰宅支援活動について配慮する。

また、事態が長期間に及ぶ場合に備え、帰宅困難な旅行者等のための一時的な避難所の設置等の措置について、府とも連携して、協議する。

### 第3章 避難行動要支援者等への支援体制の整備

市は、武力攻撃事態等において、高齢者、障害のある人、乳幼児等避難行動等要支援者及び言語、生活習慣の異なる外国人に対し、避難、救援、情報伝達などの国民保護措置について府をはじめとする関係機関と連携し、迅速かつ的確に実施できるよう必要な対策について、以下のとおり定める。

#### 1 避難行動要支援者対策

##### (1) 避難行動要支援者の所在の把握等

市は、防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携のもと、高齢者や障害のある人などの避難行動要支援者に関する情報を、平素から収集するとともに、避難行動要支援者マップを作成する等所在の把握等に努めるものとする。

情報の収集に当たっては、本人から同意を得るなど個人情報の保護に十分配慮し、収集した情報は慎重に取り扱うものとする。

##### (2) 避難行動要支援者への情報伝達体制の整備

###### ① 府の支援等

府は、市が避難行動要支援者に対し警報、避難の指示などの情報の的確かつ迅速な伝達や安否確認を行うことができるよう、防災行政無線を活用して、市町村に的確かつ迅速な情報の伝達を行う。

また、ITによる情報等の伝達や安否確認のシステムの構築に努めるなど必要な支援を行うとともに、放送事業者等へ迅速かつ的確に情報が伝達できるよう平素から意思疎通を図る。

###### ② 地域における協力体制の整備

市は、平素から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者及び地域の自主防災組織等との連携を強化し、情報の的確かつ迅速な伝達や安否確認が可能な体制の整備に努めるものとする。

##### (3) 避難支援体制の整備

市は、避難行動要支援者及び避難支援者への的確かつ迅速な情報伝達体制の構築に努めるとともに、個々の避難行動要支援者に対し複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画の策定に努めるものとする。

##### (4) 病院等施設在所者の避難誘導体制の整備

市は、府と連携して、病院、老人福祉施設、障害者施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が在所している施設の管理者に対して、火災や地震等のための既存の計画等を参考にして、平素から避難誘導を適切に行うための体制の整備に努めるよう要請する。

##### (5) 避難施設対策等

① 市は、府と連携し、介助員等の配置など避難行動要支援者の特性に配慮した避難所の運営の支援に努める。

- ② 市は、府と連携し、避難行動要支援者の緊急受入れが円滑に実施できるよう、社会福祉施設等の受入れ体制の確立や施設相互間の協力体制の確立に努める。
- (6) 避難行動要支援者の安全確保
- ① 市は、避難実施要領を作成する場合、武力攻撃事態等において避難行動要支援者が迅速かつ適切に行動できるよう、特に配慮するものとする。
- ② 市及び府は、住民等の協力も得て避難行動要支援者を含めた訓練を実施する。
- ③ 市及び府は、食料及び生活必需品の確保に当たっては、避難行動要支援者のニーズに配慮した物資の確保に努める。
- ④ 市及び府は、点字や音声等を使用した広報媒体を活用するなどの方法により、国民保護等の啓発に努める。

## **2 外国人対策**

### (1) 外国人支援体制の整備

市は、府とともに、府国際センターや各市町村の国際化協会等をはじめ大学等関係団体との連携を強化し、武力攻撃事態等をはじめ様々な緊急事態において、地域全体で外国人を支援するシステムの整備に努める。

### (2) 日本語の理解が不十分な外国人への情報伝達

市は、府とともに、日本語の理解が不十分な外国人に対し警報、避難の指示などの情報について多言語化に努めるとともに、外国語放送を実施しているFM放送局等の放送事業者への協力依頼を行うものとする。

また、在関西外国公館との日頃からの十分な連携に努める。

### (3) 避難施設の運営

市は、府と連携し、言語、生活習慣の異なる外国人に配慮した避難所の運営に努めるものとする。

### (4) 外国人の安全確保

- ① 市及び府は、防災等の広域避難場所や避難路標識、道路標識等の表示板の多言語化やシンボルマークの活用など図式化を進める。
- ② 市、府及び防災関係機関は、防災や国民保護の訓練への外国人住民の参加の推進に努める。
- ③ 市及び府は、国とも連携し、外国語による啓発パンフレットの作成・配布など多言語による国民保護等の普及啓発に努める。
- ④ 市及び府は、外国人雇用者の多い企業・事業所などにおける国民保護に関する啓発が行われるよう努める。
- ⑤ 市及び府は、通訳・翻訳ボランティアとの連携体制の確保に努めるものとする。

## 第4章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

### 1 市における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び府の整備の状況等も踏まえ、府と連携しつつ対応する。

#### (3) 府との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、府と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

### 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

#### (1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

#### (2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

#### (3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既

存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制の整備に努める。

## 第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

市は、国及び府と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害のある人、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

市教育委員会は、府教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料等を、防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

更に、市は、日本赤十字社、府、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。



## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

#### 1 事態認定前における初動体制

##### (1) 危機管理対応会議の設置

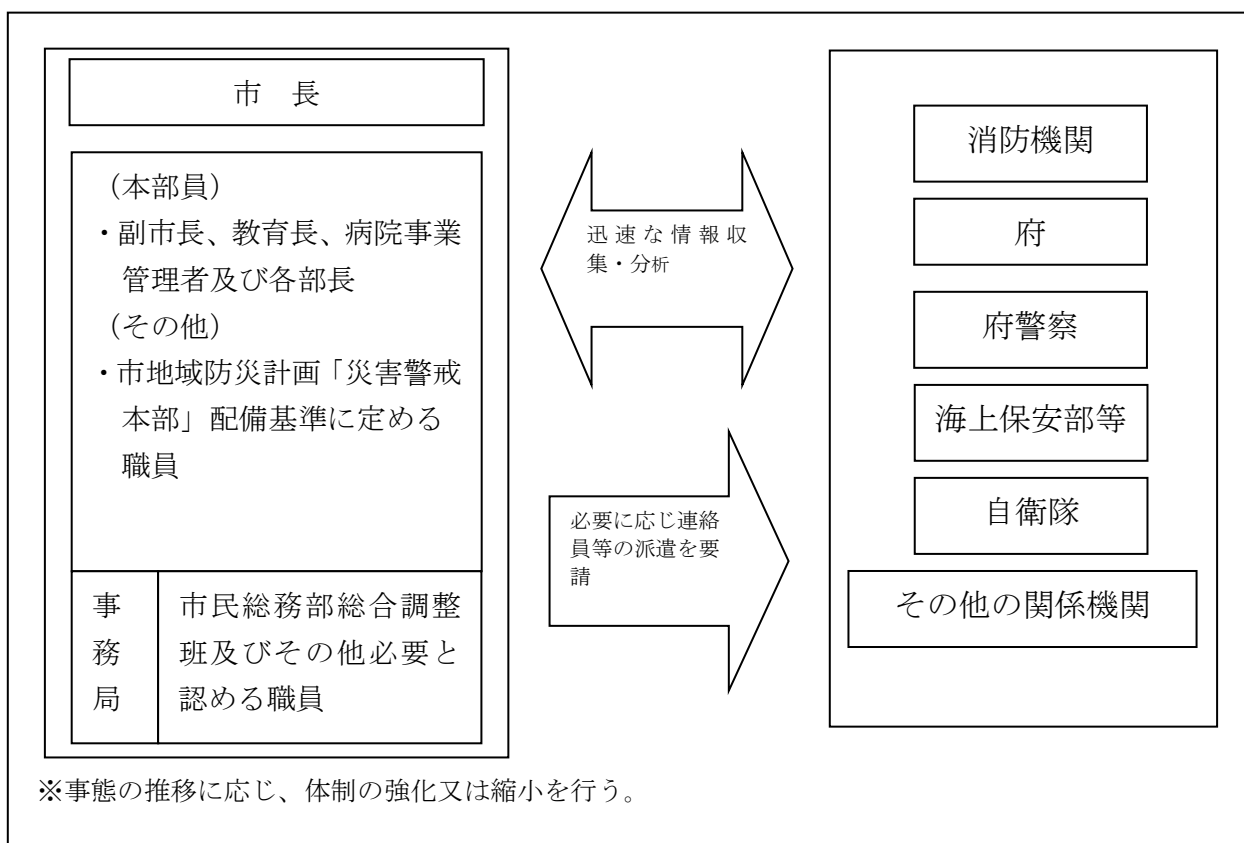
市民、消防、府警察等から市域内における武力攻撃の兆候の通報や他市町村及び他府県での武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の発生などを把握した場合は、必要に応じ「危機管理対応会議」を設置し、関係職員を参集させるとともに、直ちに警戒態勢をとり、以下の措置を行う。

- ① 武力攻撃の兆候の通報や他市町村及び他府県での武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の発生について、直ちに市長に報告する。
- ② 関係者による会議を開催し、以下の事項について協議・検討する。
  - ア 情報の収集・分析に関すること
  - イ 市民への広報や報道対応に関すること
  - ウ 緊急事態警戒本部への移行準備に関すること
  - エ 必要な初動体制に関すること
- ③ 府、府警察、指定地方公共機関など関係機関と連絡調整を行う。
- ④ 収集・整理した情報を適宜、市長に報告し、必要に応じ指示を仰ぐ。

##### (2) 緊急事態警戒本部の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、府及び府警察等に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態警戒本部」を設置する。「緊急事態警戒本部」は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な要員により構成する。

## 【緊急事態警戒本部の構成等】



※ 住民からの通報、府からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

② 「緊急事態警戒本部」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、府、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態警戒本部を設置した旨について、府に連絡を行う。

### (2) 初動措置の確保

市は、「緊急事態警戒本部」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、府等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官が行う警察官職務執行法に基づく避難の指示、警戒区域の設定、道路交通法に基づく交通規制等が円滑になされるよう、府警察と緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市町村対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

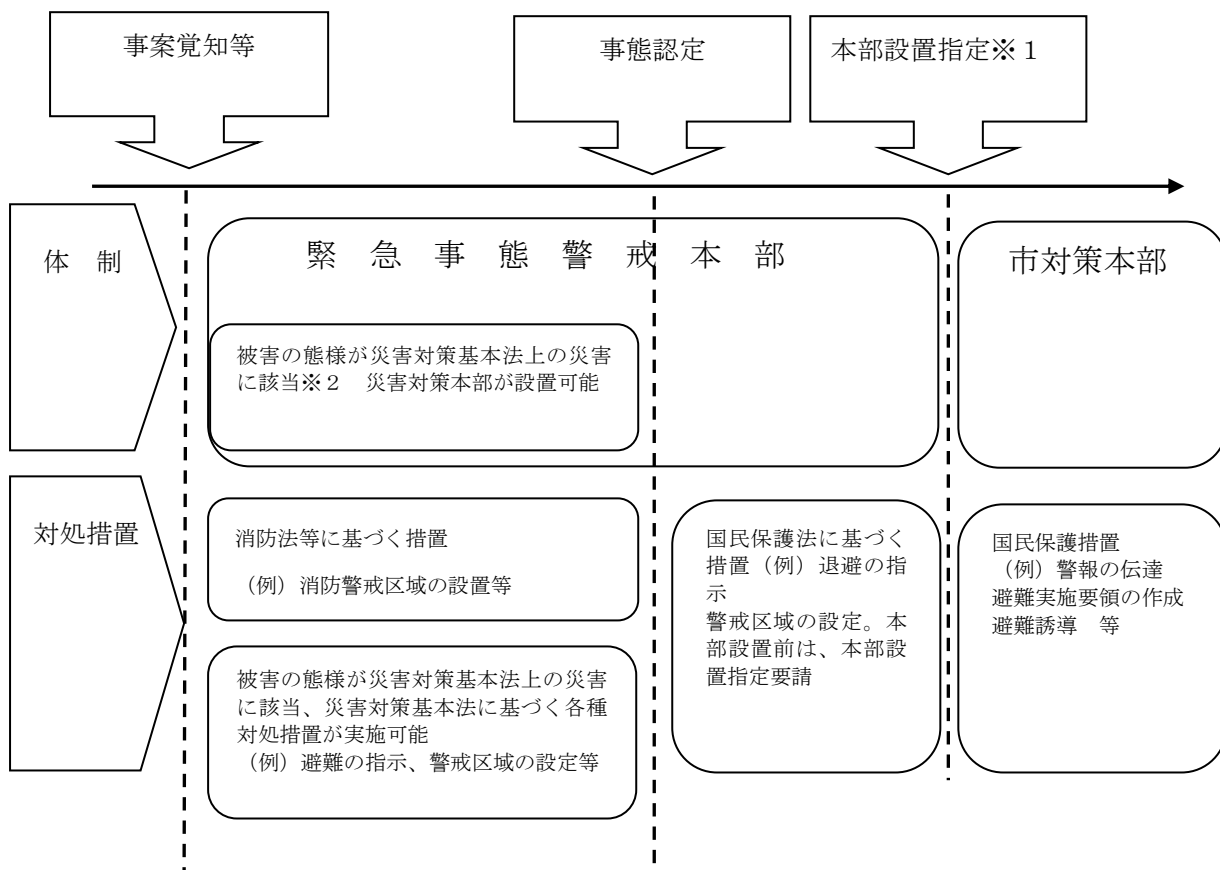
### (3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、

府や他の市町村等に対し支援を要請する。

#### (4) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態警戒本部」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態警戒本部」は廃止する。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

## 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から府を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが本市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、「緊急事態警戒本部」を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、本市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

## 第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 1 市対策本部の設置

#### (1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

##### ① 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受ける。

##### ② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

##### ③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

##### ④ 市対策本部の開設

本部の庶務を行う市民総務部総合調整班は、市庁舎301号室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

##### ⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

##### ⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合は市防災センターに本部を設置する。

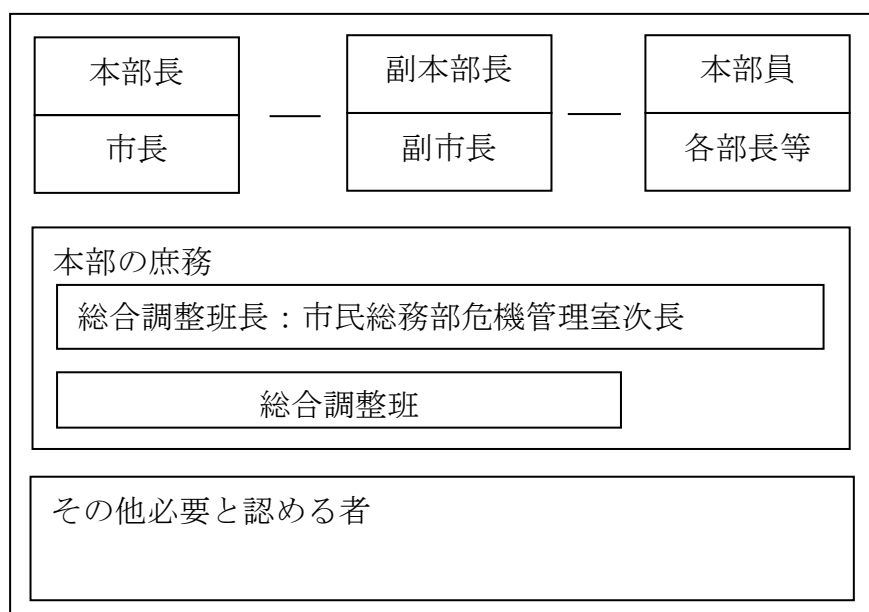
また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

#### (2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

市長は、市が市町村対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

#### (3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。



市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課室において措置を実施するものとする。

|       | 機 能                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総合調整班 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市対策本部会議の運営に関する事項</li> <li>・ 情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐</li> <li>・ 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示</li> <li>・ 市が行う国民保護措置に関する調整</li> <li>・ 企画推進班を通じ他の市町村に対する応援の求め、府への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する調整</li> <li>・ 府を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項</li> <li>・ 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災情報    ○ 避難や救援の実施状況    ○ 災害への対応状況</li> <li>○ 安否情報    ○ その他統括班等から収集を依頼された情報</li> </ul> </li> <li>・ 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録</li> <li>・ 通信回線や通信機器の確保</li> <li>・ 広報班を通じ被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動</li> <li>・ 市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理</li> <li>・ 市対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項</li> </ul> |

#### （４）市現地対策本部の設置

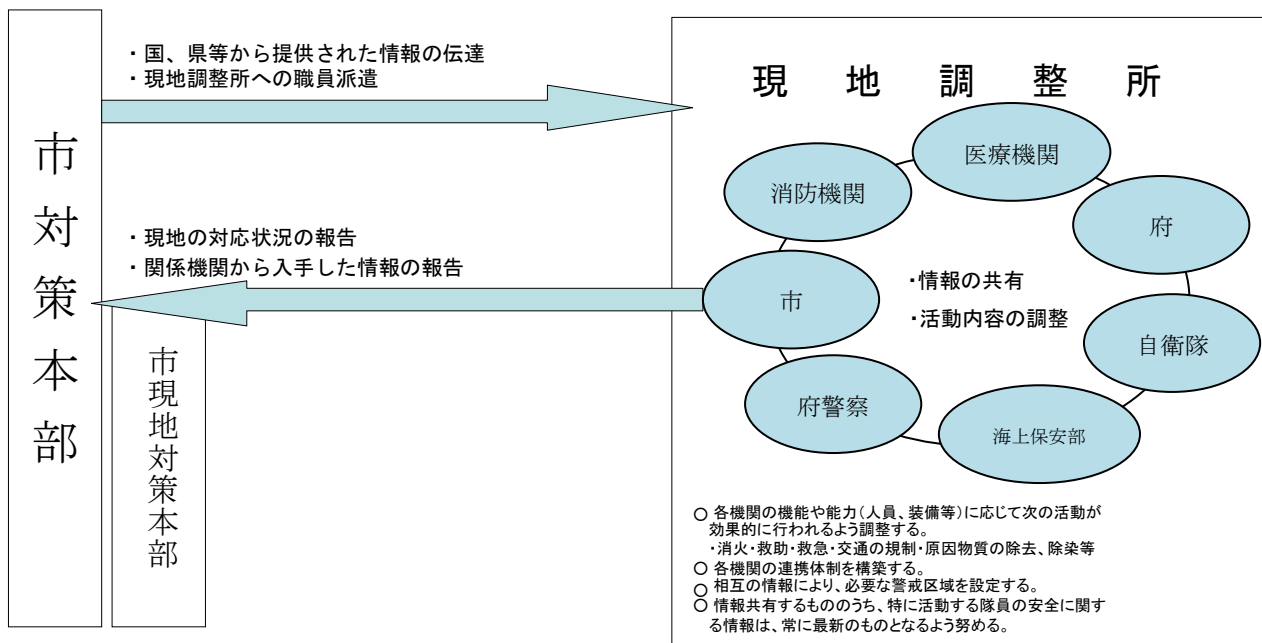
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、府等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

#### (5) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（府、消防機関、府警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置するなど、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

#### 【現地調整所の編成】



#### (6) 現地調整所の役割・設置場所等

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関相互間の情報共有や活動調整を行う。
- ② 現地調整所は、安全かつ現場の活動上最も適した場所にテント等を活用して設置する。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける関係機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図る。
- ④ 市長は、他の関係機関が既に現地調整所を設置している場合には、情報収集等を行わせるため、速やかに職員を派遣する。

#### (7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、市域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

##### ① 市域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要

があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 府対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、府対策本部長に対して、府並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、府対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、府対策本部長に対し、市域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び府知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

## 2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行う。そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

### 3 体制及び職員の配備基準

|                       |                                                                                                |                          |                                                                           |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 事<br>態<br>認<br>定<br>前 | 事態の具体的な状況                                                                                      |                          | 配備体制                                                                      |
|                       | ○消防、府警察等から市内での武力攻撃の兆候の通報があった場合<br>○他の市町村で武力攻撃事態の認定につながる可能性のある事案が発生した場合                         | 危機管理<br>対<br>応<br>会<br>議 | 【参集固定職員】<br>副市長・危機管理監・市長公室長・地域振興部長・市民総務部長・福祉保健部長・建設交通部長・消防長・議会事務局長・危機管理室長 |
|                       |                                                                                                |                          | 【事態の推移によって参集を求める職員】<br>「災害警戒本部 1 号配備」                                     |
|                       | ○市内で、武力攻撃事態の認定につながる可能性のある事案が発生した場合<br>○近隣の市町村で武力攻撃事態の認定につながる可能性のある事案が発生し、避難住民の受入等の準備を行う必要がある場合 | 緊急事態<br>警<br>戒<br>本<br>部 | 【参集固定職員】<br>「災害警戒本部 2 号配備」                                                |
|                       | 【事態の推移によって参集を求める職員】<br>『災害対策本部 1 号動員』                                                          |                          |                                                                           |
| 事<br>態<br>認<br>定<br>後 | ○他の市町村において武力攻撃災害が発生した場合                                                                        |                          |                                                                           |
|                       | 国から対策本部を設置する市町村として指定の通知を受けたとき                                                                  |                          |                                                                           |
|                       | 事態の具体的な状況                                                                                      |                          | 配備体制                                                                      |
|                       | ○他の市町村で武力攻撃災害が発生し、避難住民の受入等を行う必要がある場合                                                           | 市<br>対<br>策<br>本<br>部    | 『災害対策本部 1 号配備』                                                            |
|                       | ○市内において、地域、被害が限定された武力攻撃災害が発生した場合                                                               |                          | 『災害対策本部 2 号配備』                                                            |
|                       | ○市内において、広域的、大規模な武力攻撃災害が発生した場合                                                                  |                          | 『災害対策本部 3 号動員（全員）』                                                        |

◎「災害警戒本部」及び『災害対策本部』は福知山市地域防災計画の動員計画を準用する。

○市地域防災計画による『災害警戒本部1号・2号配備』は、市長の指示や状況に応じて各部長が増減することがある。

（1号配備は原則、部長級及び管理主管課長を配備。2号配備は、概ね全課長を配備する）



- 『災害対策本部』は3段階による標準動員数に基づき、災害の状況に応じ本部指令を基準として、臨機応変に実施する。
- 市地域防災計画を準用する消防部は、消防団長の出動命令による数とする。

### 第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、府、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 国・府の対策本部との連携

##### (1) 国・府の対策本部との連携

市は、府の対策本部・支部及び府を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

##### (2) 国・府の現地対策本部との連携

市は、国・府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、府・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

#### 2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

##### (1) 知事等への措置要請

市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他府の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

##### (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

##### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

#### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。（国民保護等派遣）  
また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、自衛隊京都地方協力本部長又は市の協議会委員たる陸上自衛隊第7普通科連隊長を通じ、陸上自衛隊中部方面総監を介し、防衛大臣に連絡する。
- ② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動により出動した部隊と、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

#### **4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託**

##### **(1) 他の市町村長等への応援の要求**

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

##### **(2) 府への応援の要求**

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

##### **(3) 事務の一部の委託**

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
  - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
  - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、府に届け出る。  
また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

#### **5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請**

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、府を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、府を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

## 6 市の行う応援等

### (1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに公示を行い、府に届け出る。

### (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 ボランティア団体等に対する支援等

### (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

### (2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、市民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、府と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努めるなど、ボランティア活動を支援する。

### (3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、府や関係機関等と連携し、市民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 8 市内の様々な団体、機関への協力要請

市は、大学、事業所、駅等の大規模集客施設の事業者等に対し、利用者への警報や避難の指示等の情報伝達の協力を要請するとともに、医療機関、学校、大規模事業者に対し、安否情報の収集の協力を要請する。

## 9 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 警報の内容の伝達等

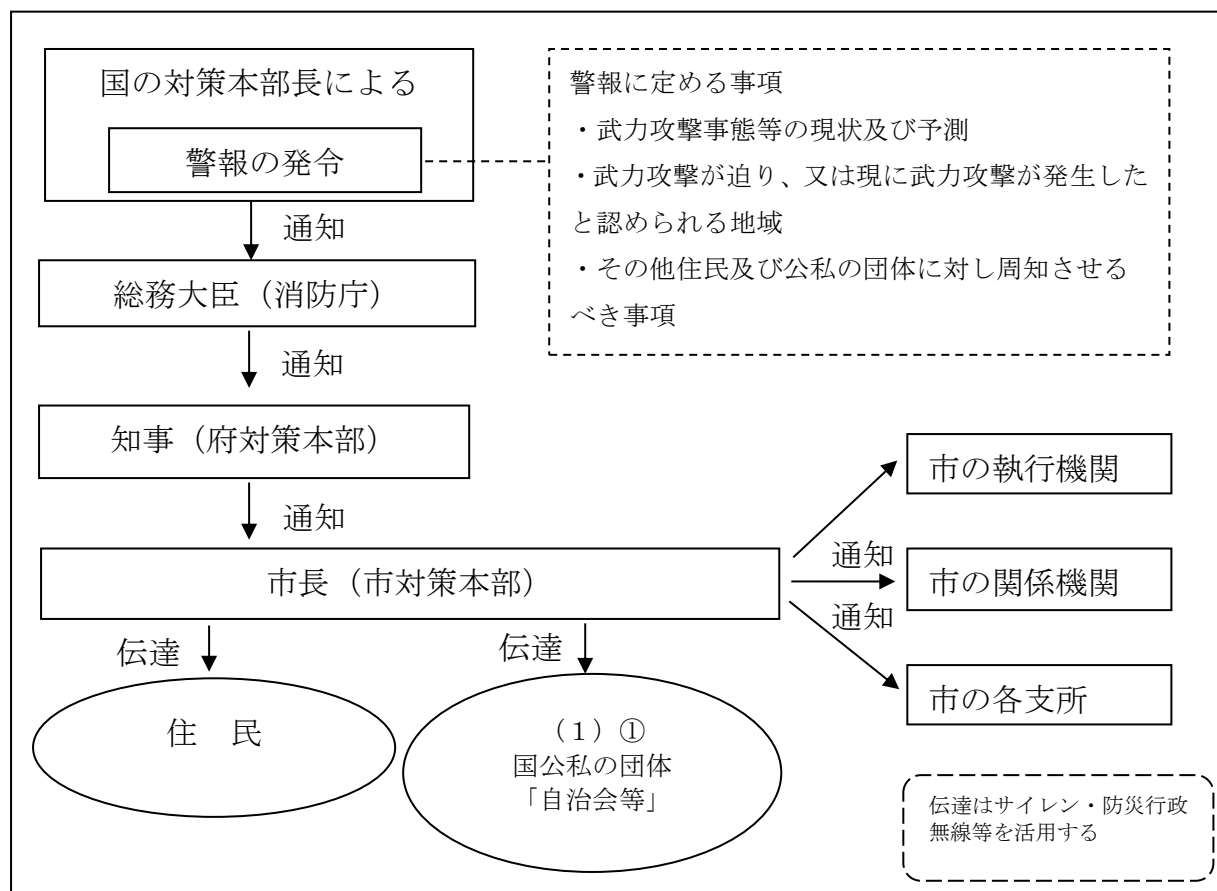
##### (1) 警報の内容の伝達

- ① 市は、府から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私（消防団、自治会、自主防災組織、社会福祉団体、病院、学校等）に警報の内容を伝達する。

##### (2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の執行機関や各支所及び福知山市民病院、学校、保育園等の市の関係機関に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.fukuchiyama.kyoto.jp/>）に警報の内容を掲載する。

## 【警報の通知・伝達の流れ】



## 2 警報の内容の伝達方法

（１）警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴するほか、各種の通信手段や伝達手段を活用して住民への注意喚起を図り、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力

依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用するとともに、全国瞬時警報システム（J－ALERT）の活用に十分留意する。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により周知を図る。

- （２）市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。また、警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察と緊密な連携を図る。

- （３）警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害のある人、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- （４）警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

### 3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

## 第２ 避難住民の誘導等

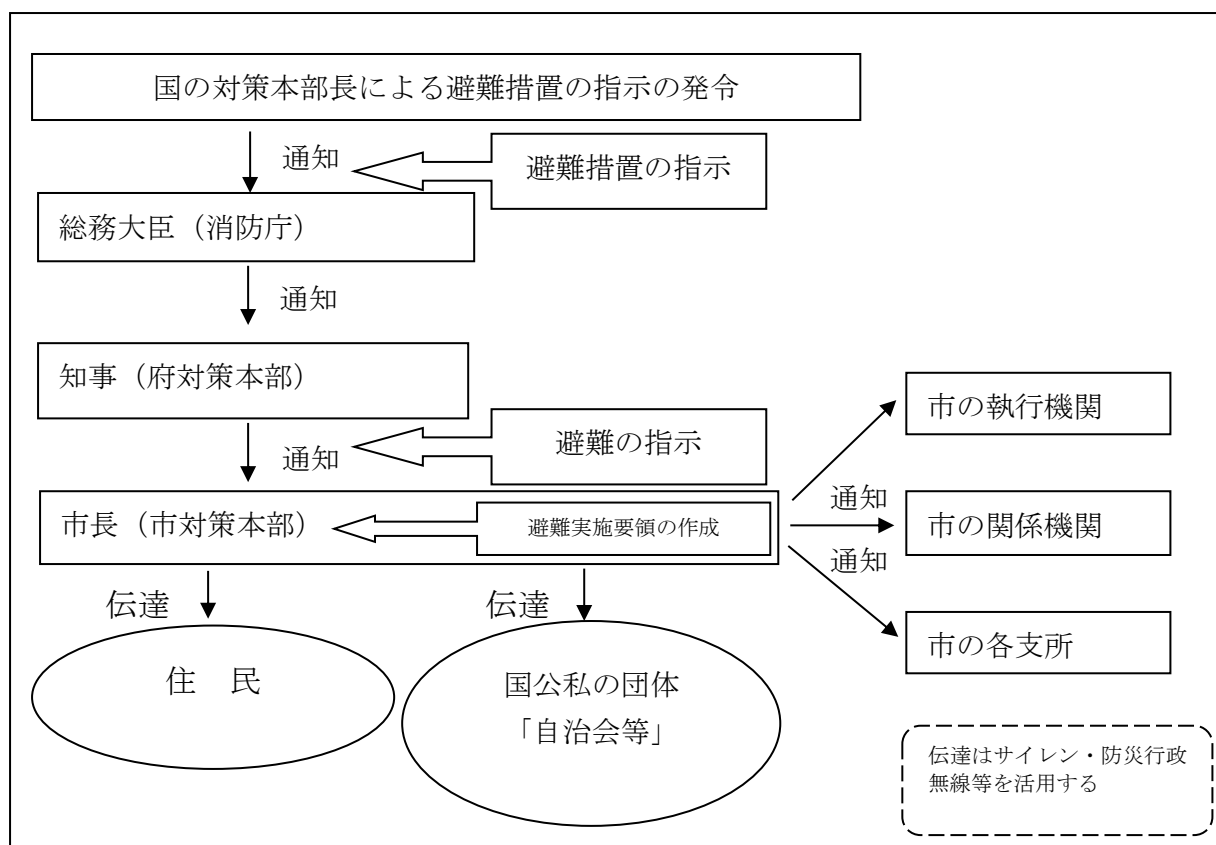
市は、府の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

### 1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に府に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。



## 【避難の指示の通知・伝達の流れ】



## 2 避難実施要領の策定

### （１）避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、府、府警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

### 【避難実施要領に定める事項（国民保護法第61条第2項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

## (2) 避難実施要領の記載事項

- ① 要避難地域等及び避難住民の誘導の実施単位
  - ・ 要避難地域等の住所の詳細な記載
  - ・ 地域の実情に応じた適切な避難の実施単位の記載（自治会、事務所等）
- ② 避難先
  - ・ 避難先の住所及び施設名の具体的な記載
- ③ 一時集合場所及び集合方法
  - ・ 一時集合場所等の住所及び場所名の記載
  - ・ 集合場所への交通手段の記載
- ④ 集合時間
  - ・ 避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間の記載
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
  - ・ 集合場所等での避難の実施単位や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等の記載
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
  - ・ 避難誘導の交通手段の明示
  - ・ 集合後の避難誘導の開始時間及び避難経路の具体的な記載
- ⑦ 市職員、消防職員及び消防団員の配置等
  - ・ 関係市職員、消防職員及び消防団員の配置及び担当業務の明示
- ⑧ 避難行動要支援者への対応
  - ・ 高齢者、障害のある人、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の優先的避難方法の検討（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置）
  - ・ 病院、老人福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が在所している施設の施設単位での避難方法の検討
  - ・ 民生児童委員、自治会および自主防災組織等による避難誘導の実施協力の記載
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
  - ・ 要避難地域における残留者の確認方法の記載
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
  - ・ 避難誘導中の避難住民に対する食料・飲料水・医療・情報等の支援内容の記載
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
  - ・ 避難住民の誘導の円滑な実施に最低限必要な携行品、服装の記載
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
  - ・ 問題が発生した際の緊急連絡先の記載

## (3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認  
（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）  
（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ③ 避難住民の概数把握

- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
  - ⑤ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）  
（府との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
  - ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者班の設置）
  - ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、府警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
  - ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
  - ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
  - ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（府対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）
- （４）国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊等の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、府を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、府を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第６条第３項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第６条第４項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

（５）避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長、海上保安部長等及び自衛隊京都地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

### 3 避難住民の誘導

（１）市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向

にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

① 自衛隊施設等のその周辺地域における住民の避難

市は、自衛隊施設等の周辺地域における住民の避難については、それらの施設は防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、避難施設、避難経路及び運送手段の確保について平素から府と密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等において、住民の避難に関する措置を円滑に講じることができるよう、府と必要な調整に努める。

② 積雪時における住民の避難

市は、積雪時における住民の避難については、避難の経路や交通手段が限定され、移動に時間を要することから、避難住民の健康管理や交通路の確保などについて十分配慮する。

（２）消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自治会、自主防災組織等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認を担当するなど地域とのつながりを活かした活動を行う。

（３）避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下、「警察署長等」という。）に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

（４）大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客運送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

（５）自治会長等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自治会長や自主防災組織等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請す

る。

(6) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、府と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(7) 高齢者、障害のある人等への配慮

市長は、高齢者、障害のある人等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体、各自治会、自主防災組織等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生児童委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局意的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざる得ない場合もあり得る。）

また、市地域防災計画に準じて対応を行う。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、府警察が行う被災地、避難所等における犯罪の防止等のための活動に必要な協力を行うとともに、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、府警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 避難住民を誘導する者による警告、指示等

- ① 避難誘導を行う者は、法第66条第1項の規定により、避難に伴う混乱等において危険な事態が発生するおそれがあると認められるときは、当該危険な事

態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者等に対し、必要な警告又は指示をすることができる。

- ② 警察官又は海上保安官は、①の場合において、警告又は指示に従わない者がいる場合や警告又は指示を行ういとまがない場合などについては、法第66条第2項の規定により、立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生じるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去等必要な措置を講じることができる。

(13) 病院等の施設在所者の避難

市は、病院、老人福祉施設、障害者援護施設、保育所、その他自ら避難することが困難な者が所在している施設の管理者に対し、火災や地震等のための既存の計画等を参考にして、職員による引率、保護者等への連絡及び引渡、車椅子や担架による移動の補助などできる限りの措置を講じるよう要請する。

なお、施設の管理者や市のみでは、十分な運送手段を確保することができない場合、市長は、府、府警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関に運送手段の確保の協力を要請するものとする。

(14) 府に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、府による救護班等の応急医療体制との連携に留意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(15) 避難住民の運送の求め等

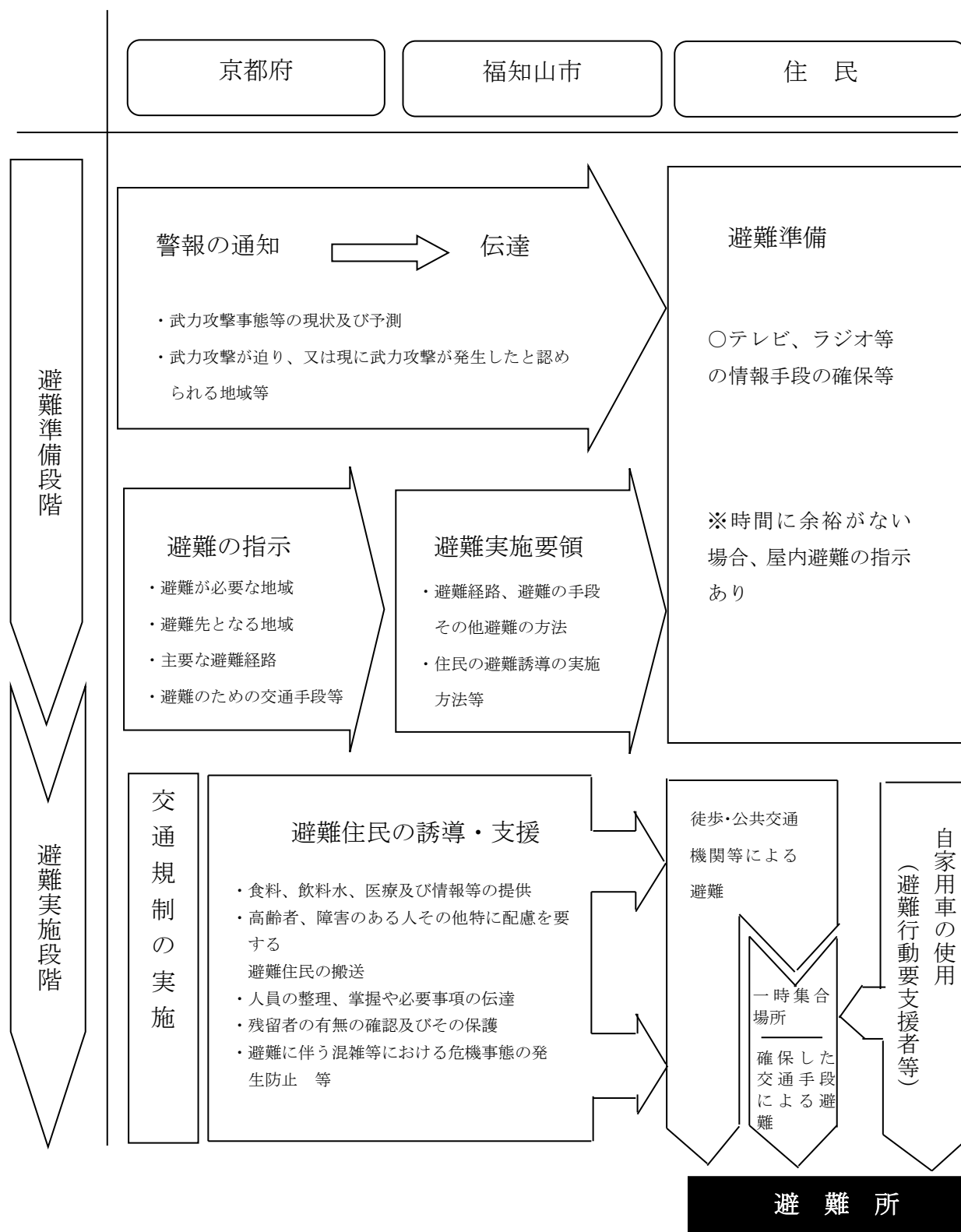
市長は、避難住民の運送が必要な場合において、府との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、府を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、府対策本部長に、その旨を通知する。

(16) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

# 避難のイメージ



## 弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)

- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

|       |                                         |
|-------|-----------------------------------------|
| 対策本部長 | 警報の発令、避難措置の指示<br>(その他、記者会見等による国民への情報提供) |
| 知事    | 避難の指示                                   |
| 市長    | 避難実施要領の策定                               |

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があるものとして、対応を考える必要がある。

## ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活



動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び府警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、府、府警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、府警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

### 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、府の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる避難を想定した具体的な対応を決めておくことは困難である。

### 航空攻撃による場合

弾道ミサイル攻撃の場合に比べてその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少ないこと、攻撃目標を特定することが困難であることから、航空攻撃が行なわれる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。

## 第5章 救援

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

### 2 関係機関との連携

#### (1) 府への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、府内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

#### (3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

#### (4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

### 3 救援の内容

#### (1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び府国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

#### (2) 救援の実施内容

京都府国民保護計画に規定されている救援の実施内容の留意事項は次のとおりである。

##### ① 収容施設の供与

###### ア 避難所

避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、避難施設その他の適切な場所に避難所を開設し、適切な運営管理を行う。また、収容期間が長期にわたる場合、長期避難住宅の設置又は賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを行う。

###### イ 応急仮設住宅

武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者で、自らの資力では住家を得ることができない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、応急仮設住宅の設置又は賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを行う。

##### ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与等

###### ア 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

避難所に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対し、備蓄物資の活用やあらかじめ締結した協定等により物資の調達を図り、炊き出しその他の方法により食品を給与する。また、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、飲料水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。

###### イ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、備蓄物資の活用やあらかじめ締結した協定等により物資の調達を図り、その給与等を行う。

##### ③ 医療の提供及び助産

###### ア 医療の提供

(ア) 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療を受けることができ

ない者に対し、応急的な処置として行うもので、原則として、医師、看護師等による救護班により行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院、診療所又は施術所において行うことができる。

(イ) 医療の内容は、診療、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術、看護等の応急的な医療とする。

(ウ) 多数の負傷者が発生している場合や既存の病院等が破壊され避難住民等に十分な医療が提供できない場合等は、必要に応じ、臨時の医療施設を開設するとともに、救護班を編成し、派遣する。

#### イ 助産

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産を受けることができない者に対し、必要な措置を行う。

#### ④ 被災者の捜索及び救出

被災者の捜索及び救出に際し、被災情報や安否情報等の情報収集に努めるとともに、府警察、消防機関、自衛隊及び海上保安庁の関係機関が行う捜索救出活動に対して、必要な連携・協力を行うものとする。

#### ⑤ 埋葬及び火葬

遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送体制の確保を図る。また、府警察及び海上保安庁による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に対して、必要な連携・協力を行うものとする。なお、法第 122 条及び法施行令第 34 条の規定により墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応に留意する。

#### ⑥ 電話その他の通信設備の提供

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により通信手段を失った者に対し、電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、電話、ファクシミリ又はインターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を、避難所に設置し、提供する。

#### ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たな被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等日常生活に必要最小限度の部分について、応急修理を行う。

#### ⑧ 学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失又は損傷したため、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒及び高等部等生徒を含む。）に対し、教科書等の給与を行う。

#### ⑨ 死体の捜索及び処理

死体の捜索及び処理については、被災情報、安否情報等を踏まえ、府警察、消防機関、自衛隊及び海上保安庁の関係機関に対して、必要な連携・協力を行うも

のとする。

- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、当該障害物の除去を行う。

（３）救援に係る避難行動要支援者等への配慮

京都府国民保護計画に規定されている救援に係る避難行動要支援者への配慮は以下のとおりである。

① 避難行動要支援者

ア 収容施設の設置

- （ア）避難行動要支援者が利用しやすい構造及び設備を有した仕様（段差の解消、障害者用トイレの設置等）
- （イ）機器の整備（車椅子等の福祉機器）
- （ウ）視覚障害者や聴覚障害者のための情報伝達機器の確保等（ラジオ、ファクシミリ、テレビ等）

イ 避難所の運営

- （ア）避難行動要支援者が抱える不安等を解消するための避難所の相談体制の整備
- （イ）介助員等の配置
- （ウ）災害情報及び生活関連情報の文字による提供及び手話通訳者等のボランティアとも連携した情報伝達体制の整備
- （エ）避難行動要支援者のニーズに配慮した食品及び生活必需品の確保
- （オ）救護班等による巡回健康相談、栄養相談、診療等による健康状態の把握（避難生活の長期化に伴う健康障害の予防、高齢者、妊産婦、障害のある人、難病患者、その他疾病を持った人の健康状態の悪化防止）
- （カ）人工透析を必要とする腎不全患者や難病患者等については、必要な医療が得られる医療機関への移送

② 外国人

ア 外国人が抱える不安等を解消するために、通訳・翻訳ボランティアとも連携した避難所の相談体制の整備

イ 武力攻撃災害等及び生活関連の情報の多言語の推進

（４）救援における府との連携

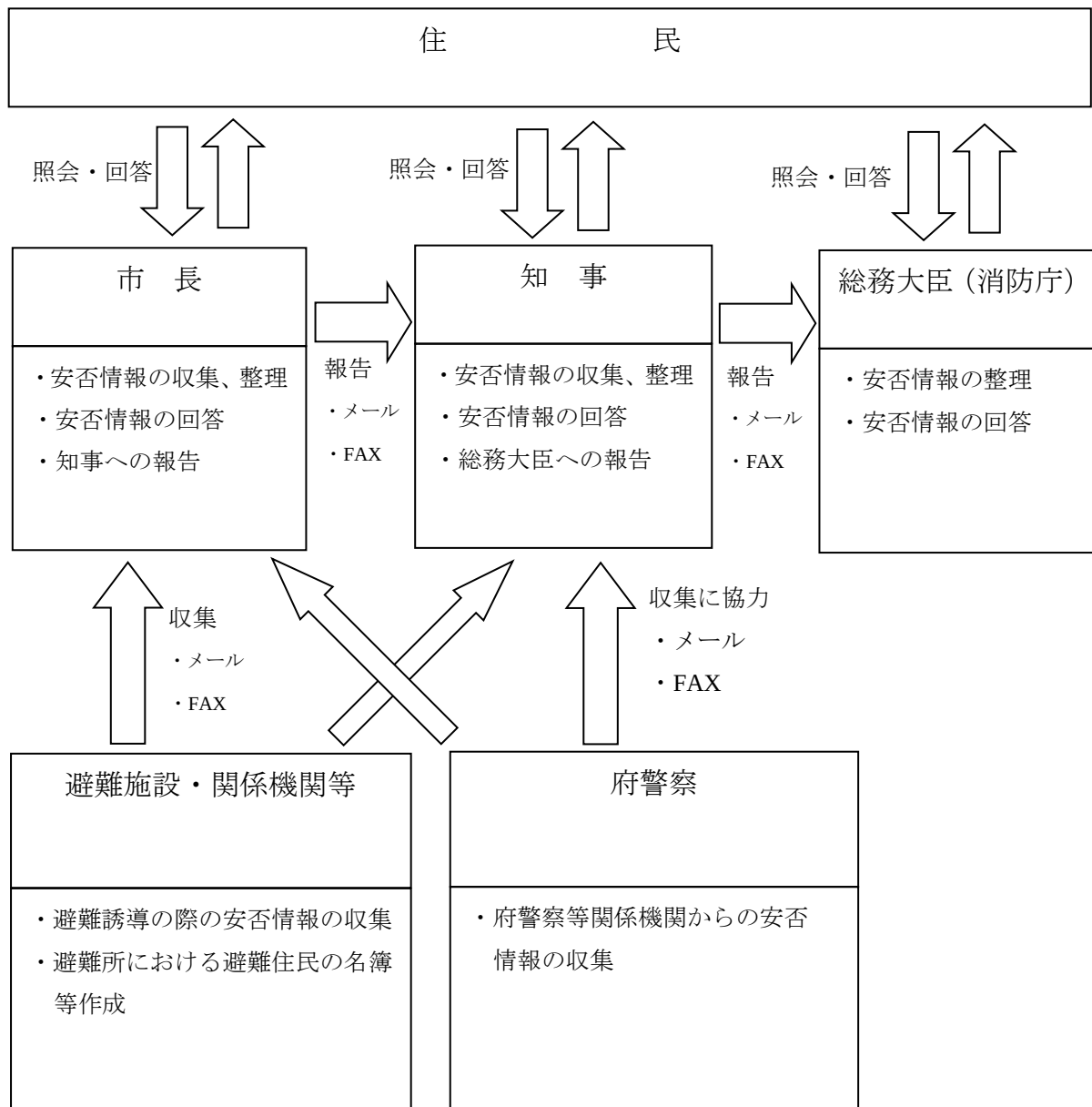
市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、府と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

## 第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

### 【安否情報の収集、整理・提供の流れ】



## 安 否 情 報 の 収 集 項 目

避難・負傷した市民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村にある者を含む。）

- ① 氏名（フリガナ）
- ② 出生年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所
- ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑦ 居所
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

死亡した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村で死亡した者を含む。）

- 上記①～⑥の情報に加えて
- ⑩ 死亡の日時，場所及び状況
  - ⑪ 死体の所在

## **1 安否情報の収集**

### **(1) 安否情報の収集**

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、府警察への照会などにより安否情報の収集を行う。安否情報を収集する様式については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式による。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

### **(2) 安否情報収集の協力要請**

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

### **(3) 安否情報の整理**

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

## **2 府に対する報告**

市は、府への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで府に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

## **3 安否情報の照会に対する回答**

### **(1) 安否情報の照会の受付**

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

### **(2) 安否情報の回答**

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会



が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

### (3) 個人の情報の保護への配慮

① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## 4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社京都府支部からの要請があったときは、その保有する外国人に関する安否情報を個人の情報の保護に配慮しつつ提供を行う。

## 5 安否情報伝達手段の活用

市は、「NTT災害用伝言ダイヤル」、「災害用ブロードバンド伝言板（web171）」、「各種携帯電話の伝言ダイヤル」、「NHK安否放送」など災害時の安否情報の伝達システム等を住民等に紹介し、その利用に資する。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や府等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

##### (2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

## 第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 退避の指示

#### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けるなど、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### (2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

#### (3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び府からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、府警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて府警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

### 2 警戒区域の設定

#### (1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

## (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における府警察、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、府警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

## (3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

# 3 応急公用負担等

## (1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

## (2) 応急公用負担等

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

## 4 消防に関する措置等

### (1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、府警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

### (2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

### (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長等に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

### (4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

### (5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

### (6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村長等から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

### (7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

## (8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び府対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、府警察、自衛隊等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、府警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

## 第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、府その他の関係機関と連携した市の対処に関して以下のとおり定める。

### 1 生活関連等施設の安全確保

#### (1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

また、府に対し生活関連等施設の対応状況の情報提供を求める。

#### (2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

#### (3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、府警察、海上保安部等、消防機関その他

の行政機関や関係機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

## 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

### (1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

#### 【対象】

市域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

#### 【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

### (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## 第4 武力攻撃原子力災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の指針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 武力攻撃原子力災害への対処

市は、近接して所在する原子力発電所である関西電力㈱高浜発電所（福井県高浜町）、大飯発電所（福井県大飯町）等が武力攻撃災害を受けた場合における対処等については、

状況に応じて、地域防災計画（原子力災害編）等の定めに基づいた措置を講じる。

また、原子力発電所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講じる。

（１）地域防災計画（原子力災害対策編）等に基づいた措置の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処及び武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に基づいた措置を講ずる。

（２）放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。

② 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は府より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。

（３）モニタリングの実施

市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に基づいた措置を講ずる。

（４）住民の避難誘導

① 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行なった場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し住民の避難誘導を行なう。

② 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待つかとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避の指示をし、その旨を知事に通知する。

（５）武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

① 市は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

② 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行なうとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

（６）京都府知事への措置の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し必要な措置の実施を要請する。

（７）安定ヨウ素剤の服用

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、地域防災計画（原子力災害編）等に定められた措置に基づいた措置を講ずる。



(8) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(9) 飲食物の摂取制限等

市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(10) 職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

## 第5 N B C攻撃による災害への対処等

【N B Cとは「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）の総称。】

### 1 N B C攻撃による災害への対処

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

#### （１）応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

#### （２）国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、府を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

#### （３）関係機関との連携

市長は、N B C攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、府警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、府に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

#### （４）汚染原因に応じた対応

市は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び府との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

##### ① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を府に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

##### ② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

##### ③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

#### (5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、府警察、その他の関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

|     | 対 象 物 件 等       | 措 置                                          |
|-----|-----------------|----------------------------------------------|
| 1 号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | 占有者に対し、以下を命ずる。<br>・ 移動の制限<br>・ 移動の禁止<br>・ 廃棄 |
| 2 号 | 生活の用に供する水       | 管理者に対し、以下を命ずる。<br>・ 使用の制限又は禁止<br>・ 給水の制限又は禁止 |
| 3 号 | 死体              | ・ 移動の制限<br>・ 移動の禁止                           |
| 4 号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | ・ 廃棄                                         |
| 5 号 | 建物              | ・ 立入りの制限<br>・ 立入りの禁止<br>・ 封鎖                 |
| 6 号 | 場所              | ・ 交通の制限<br>・ 交通の遮断                           |

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

|   |                                                                             |
|---|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 当該措置を講ずる旨                                                                   |
| 2 | 当該措置を講ずる理由                                                                  |
| 3 | 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所） |
| 4 | 当該措置を講ずる時期                                                                  |
| 5 | 当該措置の内容                                                                     |

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や府から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

### ○被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、府警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、府及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- ④ 市は、第一報を府及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により府が指定する時間に府に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、府及び消防庁に報告する。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、府と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者の心身の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、府等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講じる。

#### (3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、府と連携し、食品等の衛生確保のための措置を講じる。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、府と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、府や関係機関・団体に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

#### (5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を府と連携し実施する。

### 2 廃棄物の処理

#### (1) 廃棄物処理の特例

① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、府と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要

に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

## (2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、府に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

## 第 10 章 文化財の保護

本市に所在する国指定重要文化財をはじめとする多数の文化財は、貴重な国民的財産であり、永く将来に伝えていかなければならないものである。市は、府、国などの関係機関や文化財の所有者及び管理団体等と連携・協力して、武力攻撃災害からこれら文化財を守るため、必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 文化財の保護

市教育委員会は、市の区域に存する重要文化財等（国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要伝統的建造物群保存地区等）、及び市指定・登録文化財等（市の指定及び登録の有形文化財、有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は文化財環境保全地区等）（以下「文化財」という。）を武力攻撃災害から守るため、文化財保護法及び福知山市文化財保護条例に基づき、適切な措置を講じる。また、市は、武力攻撃災害からの文化財の保全策について、府及び他市町村とも連携し、協議・検討を行うものとする。

#### （１）文化財の所有者及び管理団体等との連携

市教育委員会は、文化財の所有者及び管理団体等との連携の強化に努める。

#### （２）災害発生時における緊急措置等に係る指針の内容の周知・指導

市教育委員会は、文化財の所有者及び管理団体等に対し文化庁が定めた「重要文化財（建造物）耐震診断指針（平成 13 年 3 月文化庁文化財部編）」及び「文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引き（平成 9 年 6 月文化庁文化財保護部編）」を周知し、指導を行うとともに、地域防災計画文化財災害予防計画に記載する防災対策とも併せ、日常的な防災体制の確立を図ることを通じて、武力攻撃事態等における文化財等の保護を図る。

#### （３）文化財の被災情報等の連絡等

- ① 市及び市教育委員会は、文化財の所有者及び管理団体等に対し警報や避難の指示などの情報を、迅速かつ的確に伝達する。
- ② 市教育委員会は、文化財に武力攻撃災害が発生した場合は、文化財の滅失、き損その他の被害に関する情報を速やかに関係機関並びに文化財の所有者及び管理団体等に対し、連絡する。
- ③ 警報や避難の指示や文化財の被災情報の連絡を受けた市などの関係機関並びに文化財の所有者及び管理団体等は、連携して文化財の保全のため、必要な措置を講じるものとする。

### 2 文化財の応急対策

文化財に武力攻撃災害が発生した場合は、市教育委員会は、安全の確保に十分に配慮の上、必要に応じて職員の現地への派遣や関係機関及び府文化財保護指導委員の協力等により、被害状況等の情報を収集する。



また、文化財の所有者又は管理団体等や関係機関と連携して、以下の応急措置を速やかに講じることができるよう努めるとともに、重要文化財等が被害を受けた場合は、直ちに府教育委員会を通じて文化庁長官に報告する。

- ① 被害が小さい時は所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。
- ② 被害が大きい時は損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。
- ③ 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。
- ④ 美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

### **3 文化財の復旧**

武力攻撃災害により、文化財に被害が発生したときは、被災状況及び周辺の状況を勘案しつつ、迅速に現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づく復旧計画の策定に努め、国、府に対し早急な復旧等に必要な措置を講じるよう要請する。

## 第 1 1 章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために府等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### （１）被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、府教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### （２）公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 3 生活基盤等の確保

#### （１）水の安定的な供給

市は、水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### （２）公共的施設の適切な管理

市は、道路の管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。

## 第 1 2 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

### ※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

#### （1）特殊標章等

##### ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章。

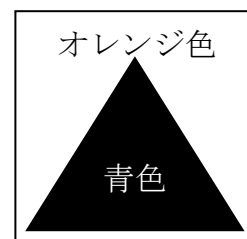
（オレンジ色地に青の正三角形）

##### イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書。

##### ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



#### （2）特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考。）。

##### ① 市長

- ・市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

##### ② 消防長

- ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者

- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、府及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 基本的考え方

##### (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

##### (2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

##### (3) 府に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、府に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

#### 2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を府に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### (1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって府と連携して実施する。

### (2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、府と連携して、当面の復旧の方向を定める。

## 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

#### (1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

#### (2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

### 2 損失補償及び損害補償

#### (1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

#### (2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、府の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、府に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

## 第5編 緊急対処事態への対処

### 1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、前記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて行う。





# 福知山市国民保護計画

平成 19 年 2 月 作成  
令和 元年 8 月 改定

---

令和元年 8 月 7 日 京都府知事同意

---

京都府福知山市市民総務部危機管理室



〒620-8501

京都府福知山市内記 13 番地の 1

電話：0773-24-7503

FAX：0773-23-6537

E-mail：kikikanri@city.fukuchiyama.lg.jp

---

